

# 能美市公共工事の中間前金払取扱要綱

平成20年3月4日

告示第25号

## (趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第2項の規定に基づく公共工事の中間前金払の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

## (中間前金払の対象工事及び経費の範囲)

第2条 中間前金払の対象工事は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、1件の請負代金額が200万円以上の工事とし、次の各号に掲げる要件すべてに該当するものに係る経費とする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行なわれていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

## (債務負担行為に係る特例)

第3条 前条に掲げる対象工事について、債務負担行為に係る契約にあつては、いずれかの会計年度の出来高予定額が200万円以上の工事を対象とするものであることとする。この場合において、前条第1号及び第2号中「工期の2分の1」とあるのは、「当該会計年度の工事実施期間の2分の1」と、同条第3号中「請負代金額の2分の1」とあるのは、「当該会計年度の出来高予定額の2分の1」と読み替えて準用するものとし、中間前金払を行っている会計年度においては、部分払(当該会計年度末における部分払を除く。)は行わないものとする。ただし、いずれかの会計年度において出来高予定額が200万円以上であることにより、契約締結に当たり中間前金払を請求する旨の届出を行っている工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとし、当該会計年度については部分払を行うことができる。

## (中間前金払の金額及び割合)

第4条 中間前金払は、請負代金額の10分の2以内とし、中間前金払を支出した後の前金払の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。中間前金払は10万円単位とし、端数は切り捨てる。

(中間前金払に係る認定)

第5条 市長は、受注者から中間前金払に係る中間前金払認定請求書(様式第1号)が提出されたときは、第2条第1号から第3号に掲げる要件のすべてに該当するものであるかどうか認定するものとする。この場合において、認定請求書には、能美市建設工事標準請負契約約款(以下「約款」という。)第12条の規定による工事履行報告書(様式第2号)を添付させるものとする。

2 市長は、前項の認定に当たりその進捗額について認定しようとするときは、約款第12条の規定による工事履行報告書等の資料(以下「認定資料」という。)により行うことができるものとする。この場合において、工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を認定資料の出来高に加算し、進捗額として認定することができるものとする。

3 市長は、前項による認定の結果、妥当と認めるときは、中間前金払認定調書(様式第3号)正副2通を作成し、1通を受注者に交付し、他の1通を保管するものとする。

(中間前金払の支払の請求)

第6条 受注者が中間前金払の支払を請求するに当たっては、請求書に中間前金払に関する保証証書(正副2通)を添付させるものとする。この場合において、中間前金払認定調書については添付を要しない。

(中間前金払の使途範囲)

第7条 中間前金払の使途の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕料、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費に限るものとする。

(中間前金払と部分払の選択)

第8条 中間前金払の対象工事の契約に当たっては、中間前金払と部分払のいずれかを選択させることとし、あらかじめ入札条件(様式第4号)等において明示するとともに、落札後、中間前金払と部分払の選択に係る届出書(様式第5号)を契約の相手方から提出させる方法により確認するものとし、その選択については、その後において変更はできないものとする。この場合において、届出書において、部分払を選択している場合には、約款第35条第3項及び第4項については削除するものとし、中間前金払を選択している単年度工事については、約款第38条については削除するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月15日告示第102号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成30年3月23日告示第35号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の能美市公共工事の中間前金払取扱要綱は、この告示の施行の日以後の契約の締結について適用し、同日前の契約の締結については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月31日告示第55号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の能美市公共工事の中間前金払取扱要綱は、この告示の施行の日以後の契約の締結について適用し、同日前の契約の締結については、なお従前の例による。





## 中間前金払認定調書

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	着工 年 月 日 完成 年 月 日
請負代金額	円

上記工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を(具備していること・具備していないこと)を認定する。

受注者 住 所

氏 名 様

年 月 日

能美市長

## 様式第4号(第8条関係)

### 入札条件

#### 1 中間前金払と部分払の選択について

- (1) 請負代金額が、200万円以上の公共工事(債務負担行為に係る契約にあつては、いずれかの会計年度の出来高予定額が200万円以上の工事)の契約に当たっては、中間前金払と部分払のいずれかを選択させるものとする。なお、この選択については、落札決定後に届け出るものとし、その後において変更することができない。
- (2) 債務負担行為に係る契約にあつては、いずれかの会計年度において出来高予定額が200万円以上であることにより、契約締結に当たり中間前金払を請求する旨の届出を行っている工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとし、当該年度については部分払を行うことができる。

#### 2 中間前金払の請求

- (1) 中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の2分の1(債務負担行為に係る契約にあつては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1)を経過し、かつ、工程表により工期の2分の1(債務負担行為に係る契約にあつては当該会計年度の工事実施期間の2分の1)を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われ、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1(債務負担行為に係る契約にあつては、当該会計年度の出来高予定額の2分の1)以上の額に相当するものである場合に行うものとする。
- (2) 契約締結に当たり、部分払を請求する旨の届出を行っている場合には、中間前金払の支払を請求することはできない。

#### 3 部分払の請求

契約締結に当たり、中間前金払を請求する旨の届出を行っている場合には、部分払(債務負担行為に係る契約にあつては、各会計年度末における部分払を除く。)を請求することはできない。

### 参考

例. 請負代金額が1,200万円の公共工事にあつては、

当初に支払われる前払金額  $1,200万円 \times 40\% = 480万円$

中間前払金額  $1,200万円 \times 20\% = \underline{240万円}$

※前払金額480万円と中間前払金額240万円の合計額720万円が、請負代金額の6割(720万円)を超えてはならない。

## 中間前金払と部分払の選択に係る届出書

年 月 日

能美市長

あて

受注者 住 所

氏 名

次に掲げる工事については、中間前金払 ・ 部分払 を選択したいので、届出します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	着工 年 月 日 完成 年 月 日
請負代金額	円

(注) 特定建設工事共同企業体にあつては、構成員のすべてが記名のこと。